

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
1月4日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 公告  
岩国都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課) ..... 三
- 選管告示  
不在者投票のできる介護医療院の指定 ..... 三



### 山口県告示第一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年一月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 岩国国際観光ホテル株式会社  
住 所 岩国市岩国一丁目一番七号

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 岩国国際観光ホテル株式会社  
所在地 岩国市岩国一丁目一番七号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (食/日)力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔 時 日 当 た の 使 用 間 隔
六六の三一	五〇〇	平成三二、 一、三一	平成三一、 三、三一	平成三一、 四、一	断 続 一 九 時 間 変 動 な し

備考 「六六の三一」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三の旅館業の用に供するちゆう房施設をいう。

排水口	排水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	
	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種類	項目	汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通常	最大	
し尿処理施設	処理後	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	〃
種	処理後	〃	〃	〃
	処理前	七	八、六	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定			工事完成予定			使用開始予定				
							年	月	日	年	月	日	年	月	日		
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	三三〇	接触ばっ気	連続	二四時間	変動なし	(既)										
〃	〃	二二〇	長時間ばっ気	〃	〃	〃											

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	
六六の三ーイ	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
八・六	リン (mg/l)		

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 1
排水口
七
八〇六
二七・七
四一・二
二四・五
二六・五
二四
三七・九
五三・一
三・八
四・六
三七五
四三二



(一) 岩国都市計画道路の変更の案の縦覧  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
 岩国都市計画道路三・五・二十八藤生線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
 岩国市海土路町二丁目、藤生町三丁目及び南岩国町五丁目
- 三 変更の内容  
 名称及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
 平成三十一年一月四日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課



- 一 都市計画の種類及び名称  
 岩国都市計画道路三・六・四十六藤生長野線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
 岩国市藤生町三丁目、藤生町四丁目、黒磯町二丁目、青木町二丁目、青木町三丁目、保津町一丁目、保津町二丁目、通津及び長野
- 三 変更の内容  
 路線の追加
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
 平成三十一年一月四日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

**山口県選挙管理委員会告示第一号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

平成三十一年一月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護医療院もみじ	下関市長府才川二丁目二番二号	平成三〇、一二、一九
医療法人社団季朋会王司	王司本町一丁目一八番二七号	〃
介護医療院	〃	〃

平成三十一年一月四日印刷

発行人所

山口県知事